

+高知県健康対策部長との懇談記録

2020.7.31 14:00～14:40 県議会棟3F第1委員室

参加者 県：鎌倉宏浩部長、江崎治郎課長

太平洋支援センター：大野鉄平弁護士 明神照男 山下正寿 吉良憲彦 岡村啓佐
濱田郁夫 今城 隆 松繁美和 上岡恭平 諏訪仁美 助村千津 橋元陽一

- ・大野弁護士より日弁連意見書を部長に手渡し
- ・濱田共同代表より、太平洋核被災視線センター要望書を部長に手渡し

I 大野弁護士より、意見書の概要について説明 ー記者会見での説明ですー
日弁連で7月16日に意見書が採択された。内容は3点ある。

- 1 ビキニ事件に関連する資料を保全・開示するとともに、被ばくした被災漁船員らの実態を把握するために調査を実施する。
- 2 被害者らに対し、被ばくによる健康被害及び精神的損害に対する補償の支払いや生活支援などの金銭的補償を実施する。
- 3 生存する元漁船員らに対して、専門医による健康相談会を実施する。

の3点を求める意見書である。なぜ、このタイミングで採択されたのか、その経過についてお話します。

今年10月に、スイスのジュネーブで開催される国連自由権規約委員会で、日本政府への規約審査が行われます。これは日本が批准している「市民的及び政治的権利に関する国際規約」いわゆる「国連自由権規約」と呼ばれるもので、この実施状況に関する日本の審査が国連で開催されます。それに合わせて、日本で人権侵害が相当数発生しているが、日弁連として膨大な人権課題について、レポートを提出する準備をしている。

ビキニ事件について、日弁連として海外に向けてまとめたことは一度もなかったです。このことについて、これは問題ではないかと提案しましたら、日弁連内で意見をまとめた方がいいということになり、昨年秋ごろから提起してきて、今年7月によりやくまとめられた。

今後、意見書はジュネーブに提出するレポートの中に、このビキニ事件について日弁連の意見書を盛り込み、国連自由権規約委員会に対し、伝えていく予定だ。

コロナの影響で会議が延期されてきており、9月のセッションもなくなり、10月のセッションも未定で、何もアナウンスされていないので、日本のNGOがまとめ作業に入中、そのステップとして意見書を採択して提出した。

日弁連としてビキニ事件についてこれまで言及したことがなかったが、日本最大の人権NGOである日弁連がこの問題について言及したことは意義が大きいと捉えている。内容について簡単に説明します。

事実関係に関しては、基本的に高知地裁、高松高裁の国賠訴訟で認定されて事実に基づいて記載している。

その上で、意見書の6ページ以降、憲法や国際人権規約の問題に関わって記載してあり、ここで日弁連としての評価が加わってくる訳です。憲法25条の生存権、13条の一般的な人格権、14条では、広島、長崎の原爆被災者に対しては援護法で救済されてきているが、ビキニの被災者には何も救済措置がされていない。それは平等の原則から問題があると指摘している。

7ページの下から国際人権規約に関する条項の記述が始まる。まず「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」いわゆる「社会権規約」との問題では、健康を享受する権利として、健康に関する個人の情報へアクセスすることが保証されなければならないとしている。しかし従前の国賠では日本政府は情報開示を拒んできた。その点が社会権規約との関係で問題があると指摘した。

それから「市民的及び政治的権利に関する国際規約」いわゆる「自由権規約」では、生命に関する規約を定めている。つい最近、人権規約委員会として声明に対する権利について一般的な意見を述べている。この中で「加盟国には、核実験により声明に対する権利を侵害された被害者に対し適切な被害救済を実施する義務がある」と書いてある。この点からしても、日本政府には「生命に関する権利に対して一定の措置を講ずる義務がある」と指摘している。

続いて核兵器禁止条約について触れている。そして最後にとるべき措置について述べている。具体的なことがかかっている。まずは「疾病との因果関係の立証を元漁船員らに求めるべきではない」と。さらに「広島・長崎の原爆による被爆者と異なり、ビキニ事件に関する被害者らが法的支援を受けていないという不合理を是正する視点から、被爆者援護法の援護対象に本件水爆実験の被害者らを含めるなど、必要な法形成を実施することも検討されるべきである」と書いてある。

以上、概略の説明を終わります。

II 山下事務局長より要望書について説明

1 日弁連の意見書が求める趣旨を積極的に受け止め、コロナ禍で中断している以下の施策を進めてください。

イ. 2015年に実施した健康相談会を踏まえた健康相談会と、県内元漁船員の実態調査をすすめてください。

【山下】コロナ禍で大変だと思うが県として積み上げてきていることを可能な範囲で継続してほしい。われわれも県と一緒に積み上げてきているが、元船員の健康状態を一番心配している。

私たちは訪問を続けてきているが、元船員は1年ごとに体が動く範囲が狭くなって来ていて、ほとんどの人が外に出られない状況になってきている。訪問を喜んでもらえている。話し相手を求めている風でもある。日々の生活状況が気になり、あがりこんだときに冷蔵庫を開けらしてと確認すると、中はほとんどが冷凍食品だらけだ。「食事はちゃんととっていますか」と問いかけないといけない段階にきている。かなりしんどい状態で家の中でじっと堪えている様子の人が増えてきている。

中には大術後に比較的元気に快復している人もいるが、何かあったときにバタッと倒れてしまうのではないかと不安も常に付きまわっている。我々は素人だから、ぜひ医師と一緒に注意すべきことは話していただけるようにしてほしい。まわりに支援したいと思うが、食べ物一つとっても、食べさせていいかどうかを迷うこと始まり不安だから、地域の医師が関与するスタイルを作してほしいと思う。

ロ 延期となっているシンポジウムについて、県内の被災船員への救済への道を拓く内容に抜本的に見直し、計画してください。

【山下】課題になっていますが、一昨日もドイツとフランスの合同TVの放映が始まり、反響が広がっている。それは第五福竜丸のことさえ知られていないのに、他に多くの被災船があった事実を知ること、両国民が驚き強い反響が広がっていると。これからも両国だけでなくヨーロッパ、アメリカでの放映が企画されている。日本で最初の上映は、10月17日高知県黒潮町で、上映することになっている。映画監督が直接フィルムを持参し、ここでやりたいと表明した。映像の中には高知県の被災者である亡くなられた増本和馬さんも遺言みたいに証言される場面が記録されているからと。注目度が高まっている映画です。

私たちが呼べないのは、国連や外務省関係者だ。県として公的な立場にある人の話を聞ける機会ができれば有り難いと思う。無理なことは要望できないと思うが、これまでの積み上げの上で可能な範囲で、県民がこの問題を新しく、広く知る機会になるような企画をしてほしい。

2 高知船籍のマグロ漁船と漁船員がビキニ河床における水爆実験で被ばくした事実を風化させないために

イ 県として各地での写真展、映画会、学習会などの取り組みをすすめてください。

【山下】私たちも独自に写真展も準備している。例えば岡村さんを中心にして、セミパラチンスクの実験の写真展、マーシャルに行った写真家の写真展、先ほどの映画の他に、県の助成を受けた甫喜本さんが高知の被災者を一人3時間位かけて丁寧取材をして収録している。12月には高知市で発表する予定だ。他に学習会への支援もお願いしたい。

ロ 学校の平和学習にビキニ事件教材として、紙芝居「ビキニの海のねがい」の上映と普及に引き続きご支援ください。

【山下】学校での平和学習として紙芝居『ビキニの海のねがい』が県内で取り組まれ広がっている。先生方自身が「ビキニ問題のことを知らなかった。初めて知った」とびっくりし、子どもたちも自分たちの住む高知県で起きたことだと知り、学習する機会になっている。ぜひ、支援して広げてほしい。

またバラ(久保山愛吉バラ)も学校で育てる取り組みが広がっている。学校で飢えて育てていく中で「このバラは何のバラですか?」と問いかけ合うことで、学習の機会に繋がっていく。学校によっては、棘があるので栽培できないとの声も出たところがあるようですが、その辺の対応も含めて平和学習の機会の一つとして広げてほしい。

ハ 「非核平和高知県宣言」の具体化として、ヒロシマ・ナガサキに続く、ビキニ環礁での水爆実験による被ばくの史実を風化させないために、資料館の建設を検討してください。

【山下】 「非核平和高知県宣言」の具体策として、ヒロシマ・ナガサキに続く、被ばくの史実を風化させないために、資料館を作ってほしい。静岡には焼津市史の編纂室で第五福竜丸だけでなく、静岡のビキニ被災の記録集ができています。三崎市でもビキニ事件に関する本が編集されすでに完成しています。東京には第五福竜丸資料館が都立の資料館として設立し、修学旅行生や学生を受け入れたりして、学習の機会を提供しています。

高知県は残念ながら、何もありません。県として資料収集も何も残されていない。これだけ関係者がいる県として、また多くの資料が県内に残っているので資料館建設とともに、専門家による資料の整理編集に取り組んでほしい。

【鎌倉部長】

まず、先ほど弁護士は触れられなかったが、一昨日の原爆の「黒い雨」訴訟の判決は、皆さんの活動のアプローチというか、勇気をもらえたと思われているのではと思う。控訴するかどうかかわからないが、世の中がひょっとして変わる可能性が少し見えてきたかなとも思っている。

《健康相談会》

コロナ禍については本県でも2月に発生してから全国的には第1波が来て、今はだれも明確には言わないが第2波が来ているのだろうか。本県の場合には2月から3月、4月と1波2波と広がってきた。その間に2か月半新たな感染者がでない状況が続いたが、最近また出てきた。感染が出ている最中では新たなことはしにくかったが、落ち着いてきたので、まず1点目にあげて戴いている健康相談会は6月10日から再開という

か、開始している。前回平成 26 年から令和元年で本県で開催した相談会に参加された方が 15 名いらした。元年度末に中止しとなり参加できなかった方が 4 名いらして、問い合わせがあった 1 名の計 20 名について、個別に連絡を取り案内して相談会をすすめてきた。今の時点では 1 名の方から申し込みがあり、7 月 23 日四万十診療所で相談された。引き続き残りの方も、申し込みがあれば相談会を実施していく。尚、我々も声をかけさせて戴きますが、もし皆さまにも声をかけて戴ければ、より多くの方が相談に乗れる体制を作っているのです。

《シンポジウムについて》

ビキニに関するだけでなく、県として通常の毎年開催している何とかフォーラムとかも軒並み中止している。今年の開催は今の状況からすれば中々難しいと思っている。だからと言って諦めている訳ではない。どなたかとも言われたが、関係者の方々が毎年年をとって行く状況にある。できるだけ早く開催に向けて取り組みたいが、情勢を見てですが、来年度に向けてチャレンジしていきたい。その折には、昨年度末に実施しようとしたシンポジウムは、その内容等について、ご意見を戴き、課題もいくつか確かにあったらと思うので、次開催する折にはできるだけ、そうしたところも考慮しながら、皆さんの思いをできるだけ受け止めるよう形にできたらなという思いを持っている。

《写真店への支援》

県として写真集「NO NUKES～ビキニの海は忘れない」発刊に知事がメッセージを寄稿したり、2018 年の「核兵器禁止条約の批准と核被災者の救済を求める高知のつどい」を県として後援している。今後もそうしたできる範囲の支援はしていきたい。

《平和学習》

平和学習について紙芝居について各市町村教育委員会に届けて活用して戴くように、引き続き後押しもお願いしている。

《資料館》

資料館のことは、今回初めて出された。このタイミングで言われて、財政的なこともありどうこう申し上げられない、返事もこの場で難しいが、他県の状況も見て検討させて戴きます。

《日弁連の意見書についてのコメントを》

さすがというか、短い文書の中にこれまでのことを要約されており、読めば誰でもわかる形で整理されていること。そこで求められていることは、レベルは異なるが、本来国がすべきことを前提にしながらも県としてやろうとしていたこと。その延長線上にあり、

相似形の中に国に求められていることの県版をやろうとしていることを書いてあると捉えていて、そこに違和感は抱いていない。日弁連という日本の大きな弁護士さんの会が動いて、意見書を出されるに至ったということは、これも一昨日の判決前ですが、ビキニ関係についてはまた違った大きな後押しを戴いたと、皆さんも感じているのだろうと受け止めている。

【濱田】去年お世話になりました。日弁連の意見書の中身もそうですし、私たちの要望書の中にもある実態調査、資料保全が急がれていると思っている。僕自身のフィールドは室戸の方だが、予想ですが統計的には200, 300人の船員の方がまだおいでと思っている。その方たちに2, 3年で当たりきろうという目標を掲げて、月に一度の調査計画を立て、今年に入り、2, 3回の聞き取りをしている。そのときの実感ですが、昨年と比べるとすでに確立が悪い、船員さんに会える確率が悪い、家族・遺族には会えるが、年を追うごとに会えなくなっている。当時の実証、生き字引、体験を残すことが大変急がれていると捉えている。行政として、室戸市にも協力してもらいチームを組んで調査をすすめていくイメージを持っている。そこに行くためにも、ぜひ県の方として、1回か2回の公式旅費を構えて戴いて一緒に調査に参加してほしい。私たちが案内するので一緒に行ってもらえないか。予備調査的なことができないかというのが要望です。実際見ていただくと、室戸市にどのような働きかけができるかをイメージする機会になる。実態を皮膚感覚で捉えてもらえたら、県として事業を進めるうえで活かせるのではないかと思っている。

【鎌倉部長】年々会える確率が落ちるとするのは、「会いたくなくなっている」ということですか。

【濱田】「亡くなっている」ということだ。僕が、去年の夏まで会えてた人が、今年はずでに亡くなっているひとが、4, 5人いるということです。

【橋元】部長が冒頭に触れられた「黒い雨」の訴訟に関わり、対象区域の方の聞き取り調査は広島市の職員が担当していたとのこと。実態調査が行われて裁判の方に運用されている。実態調査をした広島市、広島県は国と同じ被告の立場におかれて、裁判が行われてきたと報道されている。

時間がない中で、公的な立場にあるものによる調査をしてほしいというのが、今の濱田氏の要望だと思う。

【鎌倉部長】ヒロシマと高知ではもとの状況が異なる、ナガサキもそうだが、「黒い雨」もそうだが、特定範囲の人はすでに被ばくが認められている。今回はその周辺の方が認

められた。そういうことがあるかないかの違いがある。あっちができていないか、たちまちこっちもできるという問題ではない。ご要望として以前からあることは承知している。

【橋元】日弁連に意見書にもあるように「因果関係の立証を被災船員に求めるべきではない」と司法の立場から指摘されていることを積極的に捉えてほしい。

【吉良】議会答弁で、知事は支援センターの調査を支援し、継続的にできるように一度は予算措置を図り、百数十万円の予算を組んだ。だから県が直接できなくても、私たちが実際に動いているわけだから、

予算をぜひ復活して、県としてはできないが応援することを検討してほしい。知事が支援すると答弁しているのだから、今日は知事に会えなかったが。その方向で部長の方も検討してほしい。今日は知事が県外出張ということで会えなかったのだ。

【鎌倉部長】いや、県外でなく県内に居る。

【吉良】ぜひ、復活するように検討してほしい。

【鎌倉部長】検討させていただきます。

【明神】黒潮町佐賀の明神水産の明神と言います。私は昭和 26 年に中学校を出てすぐ船に乗り、70 年位漁師をさせてもらった。ビキニのときの昭和 29 年には土佐沖、足摺沖で漁をしていたが、「雨に濡れたらいかん」「潮を被ったらいかん」を言われたが、放射能の関係で、そんなこと言うてたら、漁師ができるかと思って過ごしてきた。しかし、山下先生が高校生の皆さんと一緒にビキニ問題で調査に来られた時、初めて放射能の怖さを知った。これは怖いと思った。それまでは頭の中にあっても怖いと思ったことはなかった。

その後、福島の問題が起きて、漁師だけでなく一般の皆さんもたいへんな問題だと受け止めてくれたのではないかと思う。そういう中で、

要望書の中にあるが、県内の元船員の実態調査とか、被災船員の救済とか要望が出ている。自分が漁師をやらせてもらっているのに、こういうことを聞いて戴くのは申し訳ないですが、これは漁師だけの、漁業だけの問題ではないと思っている。

これは行政の皆さんにしても、系統の漁協とか県漁連とか、半分が高齢で、やむを得ないとも思うが。亡くなった方もいるのでこんな言い方はいけないかもしれないが。

今のコロナは人間の思惑とは関係なく出現した。それと同じくらいじゃないか。

ビキニの問題は漁師の問題だと位で過ごしてきたこと。そういうことをコロナのウィルスが人間由来の生き物になり代わって”人間の皆さんヨ。ええ加減にせんかよ“という問題がビキニの始まりだと思っている。

それぞれ立場があって、表に出ていたくても言えない人もいると思うが、それが収れんされたものがコロナウィルスだ。自分らの代弁をしてくれている。もう一回ビキニの

問題もコロナのように、皆さんが考え直す時が来た。そういう思いで要望書を出している
るので、よろしくお願ひしたいです。

【鎌倉部長】おっしゃる通り、人智の及ばないコロナが示しているように、ビキニに対
しても当時の放射能雨とか潮風に当たるなどか、当時は漁業員だけの問題かのように扱
いをされた中で、フクシマではそういう問題ではなくなった。そしてコロナが全世界の
問題になり、全人類に警鐘しているように、この問題も同じ問題だとの指摘をされたの
だと思います。コロナ問題はその通りだと思います。我々行政も決して、この間、ビキ
ニのことを一部の漁船員の問題だと思ったことは一度たりともない訳でございます。人
生の中で感じてこられたお話だと受け止めています。

【橋元】部長にはこれまでも増本さんとか下本さんの話をしっかり受け止めてきていた
だいてきたと捉えてきています。そうした気持ちはしっかり伝わっていると思います。
今日は、実は午前中に12名の元船員・遺族と親族2名の原告14名の裁判で、第1回口
頭弁論が行われました。行政処分取り消しの扱いが東京地裁課高知地裁かで見解がはっ
きりしていない中、今日は裁判として具体的に進まなかったのですが、2人が意見陳述
をされました。遺族として、妻として一緒に生活してきた中で、元船員の思いを語られ
て、私たちも重く受け止め感銘を受けています。午後は無理をされないようにと、この
場には参加されていません。その声を受けて県にお願いしていますので、しっかりと受
け止めて戴きたいと思ひます。

【今城】宿毛から来た今城です。健康調査はありがたいです。宿毛に居て、昨年2月の
段階で宿毛での申し込みが2名だったとの話を聞いて、私が接触して声をかけた2人だ
と思ひます。なぜかという、市議会でも要請した。市民全員に多くの被災者がいる市
として、多くの市民に知って戴いて、近所のおじさんが近くの人に声をかけて「こんな
相談会をやっているから、行ってきたらどうか」と声掛けができるようにしてほしいと。
それがなされなかった。案内チラシが回覧板の東の中に入っていて、それを閲覧する形
だった。それを気が付いていない人が多かった。私が接触した人は気が付いていなか
った。そういうことを知ってさらに市に要請したが、「県と対応してやっていく」の一点張
りの姿勢で、地域放送などにも流されなかった。他の市町村も同じ状況ではなかったか
と心配している。まだまだ周知されていない。県民全体にこのような調査が行われてい
ますよということがあれば、このように少ない申し込み状況ではないと思ひている。
県がやっているのであれば、自分が対象者であればアクセスできる状況を作してほしい。
各市町村で格差が出る状況ではいけないと思ひます。そうした県としての対応についての見
解を求めたい。

【鎌倉部長】まず、健康調査ではなくて、健康相談会です。いろいろな不安を持ってい

る方々に対して、専門の医師から、不安にお応えする機会をわれわれは持つようにした。昨年度2月でしたか、山下さんを通じてご案内をさせて戴くという形を当初とっていたのですが、そこにお叱りを戴いて、県として把握している人がいるではないか、県として主体的に直接的に届くようにせよと、急遽、その時からも直接伝える取り組みをとり、今年もそうした方には連絡をした。市町村によっては協力を戴いたところもある。そこはたくさんの方の中に入った形になったかもしれない。強制は難しいが、引き続きより多くの方に目が届くように手立てをすすめていきたい。

【山下】できれば医師、医療関係者の研修を別枠で検討してほしい。相談に行ったときに、先生が放射線医学に理解度があれば、本人も話しやすいと思う。そういうことが十分にできていないとしんどくて、よう話さないという方が多い。本人の相談会とともに県内の医師の放射線医学についての研修をぜひ別枠で検討してほしい。
(部長)わかりました。努力してみます。

【橋元】

いま新たに6人の原告が参加するように弁護士と手続きをしている。委任状の手続きが済み次第、原告として裁判に参加していくことになります。同時に先ほども濱田共同代表が言いましたように、県内で生存されている方からの聞き取りを早くやろとすすめていく計画です。また四万十町在住の甫喜本監督も県内の元船員の聞き取り・遺棄証言を作ろうと取材を始めています。

私たちも声を記録し残していくことをしっかりすすめていくので、ぜひ県としての支援をお願いします。

【鎌倉部長】今日の第1回口頭弁論が延びたということですか。

【橋元】正式には延びたということです。意見陳述も行い、口頭弁論として間違いないということです。「移送申立て」が出されている段階で、どうするかが判断されていない段階での意見陳述になったということです。大野弁護士にもその場で確認一。

一本日はお忙しい中、急な要請に対して時間をとっていただきありがとうございました。